

OSS申請に係る 自動車保管場所標章等の郵送交付 の開始(2022年1月4日～暫定措置)



《対象業務》

OSS（ワンストップサービス）による標章交付可能となった保管場所標章のうち、電話にて郵送を希望する旨をご連絡いただいたもの。

※許可等を要する日が切迫している場合は郵送交付ができません。また、一度に多数の申請分をまとめて郵送希望するなど、レターパックプラスの容量を超えるものなども郵送交付できません。

※窓口申請による郵送交付には対応しておりませんのでご注意ください。

※OSSによる保管場所証明申請については、国土交通省のホームページをご確認ください。

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

《方法》

- ① 保管場所標章等が交付可能になっていることを確認してください。
- ② 郵送交付を希望する旨を「警察内管理番号」と共に管轄警察署へ電話連絡をしてください。
(電話受付時間は平日の8時45分から17時30分までです。閉庁日や夜間当直では受付できません。)
- ③ レターパックプラス(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で520円で購入できます。)を購入し、宛先に標章の郵送先を記載してください。
- ④ 返送用のレターパックプラスと共に様式1を管轄警察署へ送付してください。
- ⑤ 後日、レターパックプラスに記載された宛先に標章等が郵送されます。

《注意事項》

- ・レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望する申請者の負担となります。
- ・郵送を希望されない場合は、今までどおり警察署窓口で標章等を受け取ることができます。
- ・郵送交付は申請者もしくは代理人のみ申請できます。(代理人とは、行政書士もしくは行政書士法に定める総務省が指定した法人をいいます。)
- ・本措置は令和4年中旬頃をめどにシステムによる申請ができるよう改修予定であり、それまでの間の暫定的なものです。

ご不明な点があれば、

愛知県警察本部交通部交通規制課道路使用係（代表・052-951-1611）

又は各種申請書を提出する警察署交通課にお尋ねください。